

食品安全委員会第635回会合議事録

1. 日時 平成29年1月17日（火） 14：00～15：15

2. 場所 大会議室

3. 議事

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 1案件

組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続き（平成12年厚生省告示第233号）の改正について

（厚生労働省からの説明）

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

・「DCIP」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「シアナジン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・「ピリベンカルブ」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

・「除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

・農薬「フルチアセットメチル」に係る食品健康影響評価について

・農薬「トリホリン」に係る食品健康影響評価について

・農薬「ピリダリル」に係る食品健康影響評価について

・動物用医薬品「ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤（ベコクサン）」に係る食品健康影響評価について

・遺伝子組換え食品等「除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統（食品・飼料）」に係る食品健康影響評価について

・薬剤耐性菌「家畜に使用する硫酸コリスチン」に係る食品健康影響評価について

(5) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

(6) その他

4. 出席者

(委員)

佐藤委員長、山添委員、吉田委員、山本委員、石井委員、堀口委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森田新開発食品保健対策室長

(事務局)

川島事務局長、東條事務局次長、松原総務課長、関野評価第一課長、
鋤柄評価第二課長、岡田情報・勧告広報課長、池田評価情報分析官、
橘評価調整官

5. 配付資料

- 資料 1 食品健康影響評価について
- 資料 2 - 1 農薬専門調査会における審議結果について<DCIP>
- 資料 2 - 2 農薬専門調査会における審議結果について<シアナジン>
- 資料 2 - 3 農薬専門調査会における審議結果について<ピリベンカルブ>
- 資料 3 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について<除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種>
- 資料 4 - 1 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<フルチアセットメチル(第2版)>
- 資料 4 - 2 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<トリホリン>
- 資料 4 - 3 農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ピリダリル(第7版)>
- 資料 4 - 4 動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剤(ベコクサン)>
- 資料 4 - 5 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統(食品)>
- 資料 4 - 6 遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<除草剤ジカンバ及びグルホシネート耐性トウモロコシMON87419系統(飼料)>
- 資料 4 - 7 薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について<家畜に使用する硫酸コリスチン>
- 資料 5 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成

状況（報告）

6. 議事内容

○佐藤委員長 ただ今から第635回「食品安全委員会」会合を開催いたします。

本日は7名の委員が出席です。

厚生労働省から森田新開発食品保健対策室長に御出席いただいております。

それでは、お手元にごございます「食品安全委員会（第635回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。

まず、資料の確認を事務局からお願いいたします。

○松原総務課長 資料の確認をさせていただきます。本日の資料は13点ございます。

資料1が「食品健康影響評価について」、資料2-1から2-3までが、いずれも同じ資料名で「農薬専門調査会における審議結果について」、資料3が「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」、資料4-1から4-3までが、いずれも同じ資料名で「農薬に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-4が「動物用医薬品に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-5及び4-6が、いずれも同じ資料名で「遺伝子組換え食品等に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料4-7が「薬剤耐性菌に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」、資料5が「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況（報告）」でございます。

不足の資料等ございませんでしょうか。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

続きまして、議事に入る前に「食品安全委員会における調査審議方法等について」に基づく事務局における確認の結果を報告してください。

○松原総務課長 事務局において、本年1月10日の委員会資料1の確認書を確認しましたところ、本日の議事について、同委員会決定に規定する事項に該当する委員はいらっしゃいません。

○佐藤委員長 確認書の記載事項に変更はなく、ただ今の事務局からの報告のとおりでよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(1) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

○佐藤委員長 それでは、議事に入ります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」であります。

資料1にありますとおり、厚生労働大臣から1月12日付で、遺伝子組換え食品等1案件について、食品健康影響評価の要請がありました。

それでは、厚生労働省の森田新開発食品保健対策室長から説明をお願いいたします。

○森田新開発食品保健対策室長 新開発食品保健対策室の森田でございます。

それでは、組換えDNA技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続、これを審査手続告示と言わせていただきますけれども、その改正につきまして、御説明を申し上げます。若干経緯がございますので、それを含めて御説明させていただきます。

まず、資料1を2枚めくっていただいて、裏面にあります参考2を御覧ください。これは平成28年7月6日付で食品安全委員会に食品健康影響評価をお願いした文書でございます。内容は、組換えDNA技術によって得られた微生物を利用して製造された添加物であり、かつ、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物のうち、次のページの別添の比較等項目の内容、すなわち対象となる添加物、添加物の製造に利用する宿主、挿入DNAの供与体、最終製品の有効成分と非有効成分の含量の項目になりますが、これらをいずれも満たすものについて、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当するかどうかというものでございました。

これに対しまして、1枚戻っていただきまして、食品安全委員会からは、平成28年9月27日付で、参考1の回答をいただいたところでございます。

今回は、この回答を踏まえまして、審査手続告示を改正することについて、食品安全基本法第24条第3項の規定に基づき、食品安全委員会の意見を求めるということでございます。

審査手続告示の改正の概要は、1枚めくっていただいた別紙の「1. 改正の概要」に記載しているとおりでございます。これは前回諮問時の別添、比較等項目の内容を基本的に取り込んでいるものではございますけれども、「2. その他」にありますように、要件の適合性に係る詳細の部分につきましては、運用上の留意事項等として通知等で考え方を示していくということを考えてございます。

また、別紙「1. 改正の概要」の本文の5行目を見ていただきたいと思いますので、本改正では、要件を満たすことについての厚生労働大臣への届け出を必須にしており

ます。したがいまして、厚生労働省において届出された内容を確認したところ、要件を満たさないと考えられるものや、要件を満たすか否か判断しがたいものがあつた場合には、通常どおり、品目ごとに食品安全委員会の諮問を行うという取り扱いをすることを考えております。

簡単で恐縮ですが、当省からの御説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 今の「2. その他」のところなのですけれども、比較等項目のうち、上記以外の事項と書いてあるのですが、これは何のことだか教えてもらえますでしょうか。

○森田新開発食品保健対策室長 比較等項目の中では、例えば大腸菌のようにですとか、国立感染症研究所病原体等安全管理規程におけるバイオセーフティーレベル1に該当することといったような病原性等に係る例示部分でありますとか、あとは例えば同等性のところでありますと、食品安全委員会評価時の分析方法と同等以上の感度及び精度を持つ分析方法であることといったような部分が該当すると考えております。

○村田委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしゅうございますか。

他に何か御質問あるいは御意見等あれば伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

ただ今の厚生労働省からの説明によれば、本件は食品安全委員会において確認した比較等項目の内容を新たに告示に追加しているのみであり、平成28年9月27日付当委員会から既に答申を行った内容を超えるものではないために、本改正後の告示に基づき申請企業が自主判断することによって生じる安全性上の問題はなく、人の健康に及ぼす影響が変わるものではないと考えられます。したがいまして、食品安全基本法第11条第1項第2号の「人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるとき」に該当すると考えられますが、よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

なお、ただ今質問もございましたけれども、比較等項目の内容のうち、告示に記載しないものについては、通知等において記載することとされておりますので、通知等が発出さ

れた際には、当委員会にも情報提供いただくということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 それでは、事務局は手続をお願いいたします。

森田室長、ありがとうございました。

(2) 農薬専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「農薬専門調査会における審議結果について」であります。

本3件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の吉田委員から説明をお願いいたします。

○吉田委員 御説明を申し上げたいと思います。資料2-1から2-3を御用意ください。私から3剤まとめて概要について御説明申し上げますので、その後、詳細につきましては事務局から御説明をお願いいたします。

まず、資料2-1、DCIPでございます。こちらは、農薬専門調査会評価第三部会で最初に審議をしていただきました後、幹事会を経たものでございます。初版です。

有機塩素系の殺線虫剤です。

7ページの要約に、どのような試験を用いたかということに記載しております。

32ページから食品健康影響評価です。本剤でございますけれども、主な標的としたしましては、体重及び貧血等が認められております。神経毒性、発がん性、繁殖に対する影響、催奇形性及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められないと御判断いただきました。

また、農産物中の暴露評価対象物質でございますけれども、植物体内運命試験において代謝物Ⅲが10%TRRを超えて認められましたが、食物残留試験における残留能はわずかであったということから、対象物質は親化合物のみと設定したものです。

34ページ、表33に各試験における無毒性量が記載されております。このうち「食品安全委員会農薬専門調査会」というカラムを御覧いただきたいと思っております。次のページにも続くのですが、これらのうち、最も低い無毒性量が得られましたのは、ラットを用いました2年間慢性毒性/発がん性併合試験です。この試験における最小毒性量で認められた変化は、雌雄ともに体重増加抑制等ございました。このエンドポイントは、この剤に共通していろいろな種で認められたものです。これで認められました雄の2.70 mg/kg 体重/日を安全係数100で除した値0.027 mg/kg 体重/日をADIとしたものです。

続きまして、36ページ、表34を御覧ください。こちらに単回投与によって生ずる可能性

のある毒性影響が一覧表で記載されております。このうち、ラットの28日間亜急性神経毒性試験及びイヌの28日間亜急性毒性試験で、最小毒性量におきまして、臨床症状、虚脱あるいは麻痺及び呼吸緩徐がラットで、自発運動の低下等がイヌで認められたことをエンドポイントとして、無毒性量が同じでしたので併記いたしました。これらの無毒性量が50 mg/kg 体重でした。これらの50 mg/kg 体重を安全係数の100で除しまして、急性参照用量を0.5 mg/kg 体重といたしました。

続きまして、資料2-2、シアナジンでございます。こちらは農薬専門調査会評価第一部会で最初に御審議をいただいたものです。こちらにつきましても初版です。

8ページに要約が記載されておりますけれども、トリアジン系の除草剤です。要約に、どのような試験を用いたかということも記載をしております。

44ページから食品健康影響評価で、少し詳しく申し上げたいと思います。

本剤は、主な毒性影響としては、標的は体重増加抑制等が認められました。神経毒性、繁殖能に対する影響及び生体にとって問題となる遺伝毒性は認められませんでした。

続く段落で、ラットを用いました2年間慢性毒性/発がん性併合試験におきまして、雌で乳腺腺癌の発生の頻度が増加いたしました。それについては、その該当のページに頻度等が記載されております。しかし、この腫瘍の発生の機序は、本剤は遺伝毒性は陰性でございますので、遺伝毒性メカニズムによるものとは考えがたく、評価に当たり閾値を設定することは可能であると部会及び幹事会で御判断いただいたものでございます。

また、ラットを用いました発生毒性試験におきまして、死亡するような非常に強い母毒性が認められましたけれども、この用量におきまして、内臓奇形及び骨格奇形が認められました。しかし、ウサギでは催奇形性は認められませんでした。

暴露評価対象物質でございますけれども、植物体内運命試験の結果、10%TRRを超える代謝物といたしまして、G、H、K、L及びMが認められましたけれども、これはラットにおいても検出される代謝物でございますので、評価対象物質につきましては、親化合物のみと御判断いただきました。

認められました毒性は、46ページ、表43に一覧として記載されております。このうち最も低い無毒性量が得られましたのは、46ページの一番下のカラム、農薬専門調査会のところを御覧ください。雌の0.053 mg/kg 体重/日です。乳腺腫瘍の発生頻度の増加がエンドポイントでございます。これを安全係数の100で除した値が0.00053 mg/kg 体重/日ですけれども、これをADIと設定いたしました。

続きまして、単回投与により生ずる可能性のある影響一覧につきましては、49ページ、表44に記載されております。ラットを用いました発生毒性試験が①から④まで実施されていたのですが、このうち①では、母動物に献体投与による影響は認められず、④の試験におきまして、最小毒性量でも認められたのですけれども、これらを総合的に御判断いただきまして、無毒性量を4.5 mg/kg 体重と判断し、安全係数100で除した値0.045 mg/kg 体重を急性参照用量と

御判断いただいたものでございます。

続きまして、資料2-3、ピリベンカルブでございます。こちらも評価第一部会で御審議いただきました。これは第2版でございますので、今回変わったところのみをかいつまんで御説明申し上げたいと思います。

8ページ、要約ですけれども、ベンジルカーバメート構造を有する殺菌剤でございます。今回、植物体内運命試験、作物残留試験の成績等が新たに提出されました。また、急性参照用量についても御判断いただいたものでございます。

49ページから食品健康影響評価が始まっております。まず、暴露対象物質でございますけれども、ピリベンカルブ親化合物のみと設定していただきました。ADIにつきましては、変更がございません。

53ページ、表56に、単回投与等により生ずる可能性のある毒性影響につきまして一覧でまとめております。本剤は、急性毒性試験が300程度でLD₅₀になりましたので、急性参照用量を設定しなくてはいけない剤となりますので、その方向で御判断をいただきました。

その結果、マウスの一般薬理試験で得られました無毒性量、エンドポイントは正向反射低下あるいは歩行異常といった臨床症状になりますが、これで得られました113 mg/kg 体重が無毒性量です。これを安全係数の100で除した値1.1 mg/kg 体重を急性参照用量といたしました。

詳細については、事務局から御説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 そうしましたら、もう一度資料2-1から資料2-3を使いまして、重複しない範囲で内容について御紹介したいと思います。

まず、資料2-1、DCIPに関してでございます。審議の経緯から改めて御説明申し上げたいと思いますが、3ページをお願いいたします。

本剤に関しまして、初版でございますけれども、2010年9月に本委員会で要請事項説明を受けております。その後、農薬専門調査会で審議を行ってきた訳でございますが、途中で追加資料を受け取りまして、再度審議を行って、評価書案という形でまとめられたものになります。

次に、8ページをお願いいたします。剤の概要等について、構造式を含めまして書いてございますので、御覧いただければと思います。有機塩素系の殺線虫剤でございます。

めくっていただいて、9ページに参ります。動物体内運命試験の結果がここから始まっております。表1にございますようなパラメータの値が得られております。T_{max}、T_{1/2}は御覧のとおりでございます、T_{1/2}は二相性を示したということでございます。

次に、吸収率に関しましては、3行書いてございますが、一番下のところ、投与後120時間の段階の計算数値でございますが、少なくとも94.2%という結果が得られております。

次に、排泄を御紹介いたします。11ページの下半分になりますが、表4で全体を整理してございますけれども、投与後120時間の段階でまとめたものでございます。尿、糞あるい

は呼気を合わせますと、トータルで91.2% TAR以上の値で排泄されていることが確認されており、主なところで申し上げますと、尿及び呼気といった結果かと思われま

次に、18ページをお願いいたします。作物残留試験の結果が18ページの下から2行ほどから次のページにかけて記載がございます。この試験の中では、DCIP親化合物と植物体内運命試験の結果で10% TRR以上認められました代謝物Ⅲに対して分析が行われております。結果は次の19ページになります。DCIP及び代謝物Ⅲに関しまして、それぞれ最大残留値として得られたものを記載してございますので、御参照いただければと思います。

そこから次以降に関しまして、19ページ以降、毒性等の試験成績をまとめてございますが、内容については、先ほど御説明があったかと思っておりますので、個別具体的内容については省略させていただきますけれども、ADIの根拠になりました試験成績は、27ページに書かれてございます、ラットの2年間の併合試験ということでまとめた部分がそれに該当いたします。

そして、食品健康影響評価が32ページから始まっておりまして、内容につきましては、重複いたしますので、省略させていただきます。

次の剤に参ります。資料2-2を御用意ください。除草剤に当たりますが、シアナジンというものになります。

こちら審議の経緯のところから御紹介いたします。4ページをお願いいたします。こちら初版でございますが、下半分を御覧いただければと思いますけれども、2012年7月の委員会におきまして要請事項説明を受けております。その後、ねぎの適用拡大に伴う要請事項説明を改めて昨年10月に受けておりまして、評価第一部会を中心に審議を行ってきたものになります。

剤の概要に関しましては、9ページから始まってございます。構造式等を含めまして、御覧いただければと思います。トリアジン骨格を持っているものでございます。

めくっていただいて、11ページになりますが、動物体内運命試験の結果がございます。表2にパラメータをまとめてございまして、 T_{max} 、 C_{max} は御覧のような値になってございますが、 $T_{1/2}$ の値が少し大きい値かと思われま

加えて、12ページに吸収率を書いてございまして、経口投与後24時間の段階での吸収率を算出してございまして、少なくとも雄雌9割ないし9割を超える値で計算されてござい

次に、排泄は14ページに記載がございます。14ページ下ほどの④で投与後96時間の段階での値を示してございまして、尿と糞を合わせまして92% TAR以上でございまして、次のページの表5にもまとめてございまして、どちらかという糞中排泄が重立ったところということかと思

それから、作物残留試験の結果に参ります。24ページをお願いいたします。6. (1)で書いてございまして、シアナジンに関しまして最大残留値を示しましたのは、散布30日後に収穫いたしました、ねぎ(茎葉)の値でございました。

その後の毒性のところに関しましては、全体概略御説明がありましたので省略をいたしますが、ADIの根拠になりましたラットの併合試験ですが、35ページのところがそれに該当いたします。

ARfDに関しましては、49ページの表を御覧いただければと思います。

44ページから食品健康影響評価をまとめてございますけれども、こちら先ほど全体、内容の御紹介がございましたので、私からは省略させていただきたいと思います。

最後に3剤目、資料2-3を御用意ください。こちらは殺菌剤、ピリベンカルブというものになります。

まず、経緯のところになります。4ページをお願いいたします。この剤に関しましては、既に一度評価書を2011年の段階でまとめてございまして、今回第2版となります。適用拡大と、あと魚介類への基準値設定の関係での評価依頼ということでございました。その説明を昨年7月19日の本委員会で受けまして、その後、農薬専門調査会で審議を行ってきたものになります。

なお、このページを御覧いただいているこのタイミングで1点、このページに関して記載の訂正をさせていただきたいと思います。この第2版のところの「2016年12月21日 第143回農薬専門調査会幹事会」と書いてある部分でございますが、この1行下に、次から申し上げる1文を加えていただきたいと思います。いつも評価書案に関しましては、本日のこの委員会の日付も含めて記載することになってございますので、その部分を追記させていただきたいと思います。具体的には、「2017年1月17日 第635回食品安全委員会(報告)」という記載でございます。この場をもちまして訂正させていただきます。申し訳ございません。

内容でございますけれども、9ページから本剤の概要が始まってございます。構造式等に関しまして、記載のとおりでございまして、ベンジルカーバメート構造を有する殺菌剤ということでございます。

この剤は重版でございますので、資料の追加等に伴いまして変更のあったところ限って御紹介させていただきたいと思います。

15ページをお願いいたします。植物体内運命試験の結果として「水稻①」の結果がございまして、この部分を今回の資料提出に伴いまして記載したところでございます。加えて、次の16ページの「水稻②」も今回追記の部分になります。

その他土壌中の運命試験についても、22ページに書いてございます(2)の試験等に関しましても追記した部分に当たりますが、その次、28ページに移らせていただきたいと思います。作物残留試験の結果と後作物残留試験の結果、このあたりが一部、試験のデータが提出された部分になりますので、検討がなされている訳ですが、記載に関しましては、作物残留試験の最大残留値を含めまして変更ございませんので、この部分につきましては記載に変更はございません。

今回、魚介類の関係の評価要請ということでございました。したがって、次の29ページ

ージも御覧いただければと思います。「(3)魚介類における最大推定残留値」の記載と、その下の「(4)推定摂取量」の計算、このあたりがその関係で少し記載整備されているところでございます。

その次の30ページからは毒性試験の結果でございますが、こちらに関しましては、先ほど内容について御紹介があったかと思えます。ちなみに、ADIの設定根拠になりました試験結果は、37ページのラットの1年間慢性毒性試験の結果になります。

49ページに食品健康影響評価がございます。下から3つ目ないし4つ目のパラグラフのところでは暴露評価対象物質に関する記載がございます。今回、先ほど申し上げたとおり魚介類の関係での基準値設定ということでございましたが、それに伴いまして、この部分の追記している訳でございますが、農産物に関しましては、親化合物と代謝物Bといったところで、ここは初版のとおり暴露評価対象物質が設定されておりまして、一方、魚介類に関しましては親化合物のみということで、先ほど御紹介のあったとおりでございます。

ADI、ARFDに関しましては、先ほどの説明のとおりでございますので、省略をいたします。

以上、3剤を説明いたしました。これらに関しまして本日審議いただき、評価書案につきまして御了解いただけるようであれば、明日1月18日から30日間、国民からの意見・情報の募集を始めたいと思っている事案でございます。

以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

村田委員、どうぞ。

○村田委員 特に問題ないと思うのですが、確認だけなのですが、資料2-1のDCIPというのは随分古い、1965年に農薬になっている剤なのですが、特段問題ないということでしょうか。

○吉田委員 その点については専門調査会でも御議論をいただきました。やはりデータセットが新しくないというのはあるのですが、ADI及びARFDの設定に当たり、設定できなくはないということで御判断をいただいたものです。その議論は専門調査会でも出たということをお伝えしたいと思います。

○村田委員 ありがとうございます。

○佐藤委員長 よろしいですか。

他に何か御質問等ございますでしょうか。特にありませんか。

それでは、これらの3品目については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を農薬専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(3) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○佐藤委員長 次の議事でございます。

「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。

本件については、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 それでは、要約に従って御説明をしたいと思います。

除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネDP-073496-4並びに除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3を掛け合わせた品種でございます。

本品種は、セイヨウナタネに除草剤グリホサート耐性及び除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性の形質が付与された2系統を親系統として、従来手法で掛け合わせて得られたものであり、2系統に付与された形質をあわせ持つ品種であります。なお、本品種の親系統については、既に安全性評価が終了しております。いずれの親系統もヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

本品種は、挿入された遺伝子により除草剤耐性の形質が付与されるものと、宿主の代謝系が改変されていませんが、特定成分の含量の変化が認められたものとを掛け合わせた品種です。したがって、本品種は「遺伝子組換え植物の掛け合わせについての安全性評価の考え方」における、安全性の確認を必要とするものに該当いたします。「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に基づいて評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断されております。

追加等については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、今の資料に基づきまして補足させていただきます。

5ページをお願いいたします。「I. 評価対象食品の概要」がございますけれども、系統の内容については、先ほど御説明がありましたとおりでございます。親品種2つのうち、DP-073496-4系統につきましては、N-アセチルアミノ酸の含有量が有意に増加しているということで、先ほど御説明がありましたように、掛け合わせ品目の安全性評価の場合には詳細な審議が必要であると食品安全委員会で判断されておりますので、諮問がなされたということでございます。

遺伝子組換え植物の安全性評価基準におきまして、安全性に関する知見が種々ございま

すが、そのうちベクターに関する事項等の知見については、親系統2つの安全性評価の際に得られておりますので、本掛け合わせ系統の評価におきましては、掛け合わせによって新たに生じ得る有害成分の増大などのリスクや主要栄養成分などの変化を主要な評価事項として安全性評価を行うことが妥当とされております。

12ページをお願いいたします。第6. という項目で「組換え体に関する事項」が整理されております。2. にございますように、導入されました遺伝子の発現によりまして産出されるタンパク質、具体的にはGAT4621タンパク質、改変PATタンパク質とBARSTARタンパク質でございますけれども、地上部、根、種子といった種々の部位、それから時期におきまして、それぞれの親系統と同様に産出をされているということが表のとおり確認されてございます。

13ページに参りまして「6. 遺伝子産物の代謝経路への影響に関する事項」でございます。産出されるタンパク質のうち、GAT4621タンパク質につきましては、除草剤グリホサートを基質とする他に、アスパラギン酸、グルタミン酸などの親水性のアミノ酸にも触媒活性を示すということで、先ほど申し上げましたように、*N*-アセチルアミノ酸を生成します。ですけれども、親系統での検討におきまして、*N*-アセチルアミノ酸の有意な増加が認められましたが、アミノ酸あるいは遊離アミノ酸組成には影響が認められなかったということが確認されております。

また、他の2つのPATタンパク質等につきましても、植物の代謝経路には影響を及ぼさないと考えられるとされまして、いずれの形質も掛け合わせ品種におきましては互いに影響を合わないと考えられるという御判断になっております。

次のページの「7. 宿主との差異に関する事項」でございます。ここでは、主要構成成分、脂肪酸組成、アミノ酸組成、ミネラル類、ビタミン類及び有害生理活性物質につきまして、非組換えセイヨウナタネとの比較が行われております。親系統でありますDP-073496-4の種子で増加が認められました5種類の*N*-アセチルアミノ酸につきまして、今回分析が行われておりますけれども、結果として、掛け合わせ品種の平均値で親系統に比べまして増加傾向が認められたということなのですが、ページは15ページでございます。主たる使用形態が油でございますが、精製油の中では*N*-アセチルアミノ酸については定量限界未満であると考えられたということでございます。

また、仮に地上部の植物体、ナバナが食された場合でも、最も含有量の多いと考えられる*N*-アセチルアスパラギン酸の推定摂取量が毒性試験のNOAELに比較して親系統の時と同様に低値であると考えられましたことと、また、検討されました*N*-アセチルアミノ酸全てについて増加傾向が見られるということではあったのですが、有意差はなかったということでございましたので、結果として、問題はないと判断されております。

これら以外の成分につきましては、対象としました非組み換えナタネとの間に統計学的有意差が見られないか、あるいは従来商業品種の変動の範囲内、または文献値の範囲内であったということが確認されております。

以上を踏まえまして、16ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価結果」がございますけれども、内容につきましては、先ほど御説明いただいたとおりでございます。

本件につきまして、よろしければ、本日の委員会終了後、2月16日までの30日間、御意見・情報の募集を行いたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。掛け合わせですからね。

それでは、本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価書案への反映を、遺伝子組換え食品等専門調査会に依頼することとしたいと思います。

(4) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

○佐藤委員長 次の議事であります。

「食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について」です。

農薬3品目、動物用医薬品1品目、遺伝子組換え等2品目、薬剤耐性菌1品目の食品健康影響評価についてであります。

まず、農薬3品目のうち、フルチアセットメチルに関する食品健康影響評価を審議していただきたいと思います。

本件については、専門調査会における審議が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料4-1を御用意ください。フルチアセットメチルという除草剤に関しまして御説明したいと思います。

まず、審議の経緯のところになります。3ページをお願いいたします。この剤に関しましては、既に初版の評価書がまとめられてございまして、今回は第2版の関係の記述になりますけれども、だいずに関する適用拡大を受けた形での評価ということでございました。その関係で、昨年10月25日の本委員会で要請事項説明を受けまして、その段階で提出された資料が、だいずに関しまして植物体内運命試験の結果と、同じくだいずの作物残留試験の結果でございました。既に初版でADI及び急性参照用量が設定されてございましたので、その後、直接農薬専門調査会の幹事会で審議を行うこととさせていただきました。本日、その結果について御報告をするものでございます。

剤の概要に関しましては、8ページから始まってございます。8ページの一番下に構造式がございまして、次のページに開発の経緯等を書いてございますが、イソウラゾール系

の除草剤ということでございます。

重版でございますので、変更のところを中心に、調査会での審議があったところを中心に御紹介したいと思います。

18ページをお願いいたします。今回追加された資料の部分ですが、下の「(2) だいたず①」という試験でございます。めくっていただいて、19ページにその試験成績を御紹介してございますけれども、10%TRRを超える代謝物等に関しては認められなかったということでもございました。

同じく19ページの下(3)で、だいたずのもう一つの試験も提出されてございますので、この部分を記載してございます。20ページまで記載が続いてございますが、表14の上の文章になりますが、代謝物M-1が10%TRRを超えて認められたということでもございました。

次に、24ページをお願いいたします。作物残留試験の結果を示してございます。今回、だいたずの関係の資料が提出されてございますので、それに伴いまして記載整備をさせていただいておりますけれども、最大残留量等の記述に関しては変更ございませんで、全て定量限界未満ということでもございます。

あと、可食部のところの記載も追記してございます。

毒性のところは特段変更ございませんので、少しページを飛ばさせていただきます。

最後、食品健康影響評価が45ページになります。こちらで試験成績が提出されたことに伴いまして、少し記載の整備、関連事項を追記してございます。ちょうどこのページの中ほどになりますが、だいたずの茎葉部での代謝物M-1の10.5%TRRといったところも、今回追記したところになります。

一方、同じ45ページの下から2つ目の段落で暴露評価対象物質に関する記述をしてございますが、調査会で検討を行いました結果、最終的には農産物中の暴露評価対象物質は初版と同様、フルチアセットメチル親化合物のみとされてございます。

その次のページにあります、ADIであります0.001 mg/kg 体重/日及び、急性参照用量に関しまして設定の必要なしといったところに関しましては、今回の審議を経ても変更ございませんでした。

評価書案の概要につきましては以上でございますけれども、本件に関しましては、平成21年10月8日の食品安全委員会の決定に基づけば、新たな科学的知見の存在は確認されておりますが、評価結果に影響を与えるものではなかったという整理の中で、この審議結果に関しまして、国民からの意見・情報の募集を行うことは不要であると考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。

山添委員、どうぞ。

○山添委員 たまたま気づいてしまったのですが、51ページにM-5というのがあるのですが、その欄の記載が抜けてしまっているのです。これは実際には21ページの文章の3行目に「メチルエステルの加水分解による代謝物M-5」と書いてあるので、構造は分かっていると思うので、あとで追加をお願いします。

○関野評価第一課長 多分これは初版と変わっていないのですが、なぜバーになっているかということも含めて確認させていただきます。

○山添委員 そうなのですね。文章には21ページに記載があるので、多分何かのところで抜けてしまったのだと思うのですが。

○関野評価第一課長 ちょっと事情を調べまして、書けるようであれば書くということで。

○山添委員 というか、21ページに書いてあるので。

○佐藤委員長 では、同定できたら記載をお願いしたいと思います。

他に何か御質問等ございますか。よろしいですか。

それでは、本件については、意見・情報の募集は行わないこととし、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちフルチアセットメチルの一日摂取許容量(ADI)を0.001 mg/kg 体重/日と設定し、急性参照用量は設定する必要がないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、農薬、残りの2品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○関野評価第一課長 お手元の資料4-2と4-3を御用意いただければと思います。続けて2剤に関しまして説明させていただきます。

まず、審議の経緯ですが、資料4-2の4ページをお願いいたします。この剤に関しましては、昨年11月15日の本委員会におきまして、農薬専門調査会での審議結果について御報告をさせていただきました。その翌日から30日間、国民からの意見・情報の募集を行っ

たものでございまして、本日その結果を御報告させていただくものになります。

剤の概要は8ページから始まってございますので、構造式等に関しまして適宜御参照いただければと思います。

48ページに全体のまとめとして食品健康影響評価の記載がございまして、3つ目の段落になりますが、農産物中あるいは畜産物中の暴露評価対象物質は親化合物のみという設定をした上で、次の49ページになりますが、ADI、ARfDを御覧のとおり設定したものでございます。

この評価書案に関しまして、30日間、意見・情報の募集を行いました。その結果は、この資料の後ろから2枚目をたぐっていただければと思います。右肩に「参考」と示しているページでございます。御覧いただければと思いますが、国民からの意見・情報の募集を行った結果、期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

なお、次のページの最後の1枚でございますが、2カ所ほど記載に関するミスがございましたので、その部分の記載を正しくさせていただきまして、その上で本評価書案に関しまして御了解いただければ、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

次に、もう一剤続けて説明させていただきます。資料4-3を御用意ください。殺菌剤に当たりますが、ピリダリルというものになります。

こちらもまず経緯のところですが、5ページの第7版関係の記載のところを御覧ください。本剤に関しまして、昨年11月15日の本委員会で調査会での審議結果について御報告をさせていただきまして、その翌日から、国民からの意見・情報の募集を行ったものになります。

剤の概要等に関しましては、10ページから記載がございまして、構造式等に関しまして、適宜御覧いただければと思います。

食品健康影響評価は32ページからになっています。

めくっていただきまして、次の33ページの上から2段落目に暴露評価対象物質の記載がございまして、農産物及び魚介類に関しまして暴露評価対象物質は、親化合物のみとされてございます。それに加えて、ADI、ARfDに関しましては御覧のとおりでございますが、ADIは、今回第7版になりますが、前の版から変更ございません。加えて、第7版で急性参照用量の検討を行いました。その結果は、ここに書いてございますとおり、設定の必要なしということでございました。

これらに関しまして、意見・情報の募集を行いました。この資料の最後の1枚のところを御覧ください。期間中に寄せられました意見・情報はございませんでした。

したがって、このピリダリルに関しましては、お示しの評価書案の内容に変更することなく、リスク管理機関にお返ししたいと考えているものでございます。

以上、2剤についての報告でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。特にございませつか。

それでは、本2件につきましては、農薬専門調査会におけるものと同じ結論、すなわちトリホリンのADIを0.023 mg/kg 体重/日、急性参照用量を1.5 mg/kg 体重と設定する。ピリダリルのADIを0.028 mg/kg 体重/日、急性参照用量は設定する必要がないということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、動物用医薬品1品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の集続が終了してあります。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 資料4-4をお願いいたします。ジクラズリルを有効成分とする牛の強制経口投与剂(ベコクサン)です。

本剂は、牛の*Eimeria*属原虫によるコクシジウム症の治療及び発症防止に用いられます。

2ページの審議の経緯を御覧ください。本件は、昨年11月29日の本委員会では報告した後、30日間、国民からの意見・情報の募集を行いました。

次に、10ページをお願いします。「Ⅲ. 食品健康影響評価」です。本製剂の主剂であるジクラズリルは、ADIが0.03 mg/kg 体重/日と設定されています。また、添加剂については、その使用状況、既存の毒性評価及び本製剂の用法・用量を考慮すると、本製剂の含有成分として摂取した場合のヒトへの健康影響は無視できると考えられました。

結論として、本製剂が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられました。

最後から2枚目に参考として添付してありますが、本件について意見・情報の募集を行いましたところ、御意見等はございませんでした。

また、最後の1枚に評価書案の文言の修正を1カ所行った旨を記載しています。

本件につきましては、差し支えなければ、この専門調査会の結論をもって関係機関に通知をしたいと考えています。

説明は以上です。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がありましたら、お願い

いたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、動物用医薬品専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できると考えられるということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続いて、遺伝子組換え食品等2品目のうち、除草剤ジカンバ及びグルホシネート体制トウモロコシMON87419系統(食品)に関する食品健康影響評価であります。

本件については、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明してください。

○池田評価情報分析官 それでは、資料4-5の3ページをお願いいたします。

除草剤耐性のトウモロコシでございますが、審議の経緯でございますように、本品につきましては、昨年11月22日の本委員会で御報告をさせていただきます、12月23日まで意見・情報の募集を行った案件でございます。

概要は5ページでございますけれども、御覧のとおりでございます。

評価は21ページでございます。こちらにございますように、安全性評価基準に基づきまして評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になってございます。

意見・情報の募集結果が最後のページにございますけれども、期間中に御意見はございませんでした。

したがって、本件につきましては、よろしければ、専門調査会の結論をもちまして関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え食品(種子植物)の安全性評価基準」に基づき評価した結果、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断したということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、残りの除草剤ジカンバ及びグルホシネート体制トウモロコシMON87419系統（飼料）に関する食品健康影響評価であります。

本件につきましては、専門調査会における審議が終了しております。

まず、担当の山添委員から説明をお願いいたします。

○山添委員 除草剤ジカンバ及びグルホシネート体制トウモロコシMON87419系統（飼料）について御説明申し上げます。

資料4-6の2ページの要約を御覧ください。先ほど審議いたしましたトウモロコシMON87419系統の飼料としての安全性の評価になりますので、本系統の概要は食品と同様でございます。

食品としての安全性については、先ほどの審議で池田分析官から御説明がありましたように、ヒトの健康を損なうおそれはないと判断しております。

「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断しております。

詳細については、事務局からお願いいたします。

○池田評価情報分析官 それでは、補足させていただきます。

今の資料の3ページをお願いいたします。「Ⅱ. 食品健康影響評価」の項目がございませけれども、この項目の1. にございますように、挿入された遺伝子またはその遺伝子によって産生されるタンパク質が畜産物に移行することはこれまでに報告がないということでございます。

2. でございますが、先ほど山添委員から御説明がございましたように、食品としての安全性評価が終了しております、ヒトの健康を損なうおそれはないという御判断になっております、これらを考慮しますと、この遺伝子組換え植物に新たな有害物質が生成されることはないということです、畜産物中に新たな有害物質が移行することは考えられないということ。また、遺伝子組換えに起因する成分が畜産物中で有害物質に変換・蓄積される可能性等はなく、また、新たな有害物質が生成される可能性は考えられないという評価でございます。

なお書きとしまして、このトウモロコシMON87419系統では栽培期間中に除草剤ジカンバの散布が可能になるということで、使用可能な最大量を散布した時の残留量につきまして確認をされておりますけれども、穀粒中の残留量を分析しましたところ、定量限界（0.01 ppm）未満であったということで、日本におけるトウモロコシのジカンバ残留基準値を下回っていたということでございます。

以上を踏まえました食品健康影響評価の結論につきましては、ただ今御説明いただいたとおりでございます。

本件につきましては、既に食品としてのパブリックコメントを行っているものでございますので、これまでの取り扱いと同様に、パブリックコメントを行わず、専門調査会の結果をもちまして関係機関に通知をしたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。特にございませんか。

ちょっと確認なのですが、これはトウモロコシですから、ヒトも家畜もトウモロコシの粒を食べるのですね。それを想定しているのですね。

○池田評価情報分析官 そういうことでございます。

○佐藤委員長 同じものだということです。

よろしいですか。

それでは、本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち「遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方」に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物について安全上の問題はないと判断したということによろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○佐藤委員長 ありがとうございます。

続きまして、薬剤耐性菌1品目に関する食品健康影響評価であります。

本件については、ワーキンググループにおける審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○鋤柄評価第二課長 資料4-7をお願いします。家畜に使用する硫酸コリスチンに係る薬剤耐性菌に関する食品健康影響評価です。

まず、4ページの審議の経緯をお願いします。本件は、昨年11月22日の食品安全委員会に報告し、11月24日から30日間、意見・情報の募集を行いました。

次に、11ページ「2. 硫酸コリスチンに関する使用方法、規制、使用状況」を御覧ください。

さい。硫酸コリスチンは、飼料添加物として、また、子牛及び子豚の細菌性下痢症の治療を目的とした動物用医薬品として使用されています。

次に、32ページ「9. ハザードの特定に関する検討」です。具体的には35ページの下から2つの段落でございますけれども、ハザードとして特定することを考慮すべき細菌は、大腸菌及びサルモネラとされましたが、サルモネラについては、薬剤感受性等の報告が限られており、現時点でリスク評価を行うための知見が十分にあるとは言えないことから、今回の評価では、大腸菌をハザードとしてリスク評価を行いました。

次に、55ページから食品健康影響評価です。

まず、56ページから58ページにかけて、発生評価でございますが、具体的には57ページの「(4) 発生評価の結果」のところでございます。硫酸コリスチンは家畜に対して50年以上使用されているが、健康家畜由来大腸菌のコリスチンに対する感受性はおおむね維持されている。一方、細菌がコリスチン耐性に関与する*mcr-1*遺伝子を保有することによる適応負担について不明な点があることなどから、ハザードが選択される可能性の程度は中等度と考えました。

続いて、58ページから59ページに暴露評価ですが、大腸菌は食肉で生存が可能であることから、ヒトが畜産食品を介して薬剤耐性大腸菌に暴露される可能性はあるものの、家畜由来食品から採取された大腸菌からコリスチン耐性株はほとんど検出されず、また、これらの食品が適切に加熱調理される限りにおいて、その程度は低度と考えました。

次に、59ページから60ページの影響評価ですが、医療分野における現状を総合的に考慮すると、ハザードに起因する感染症に対するコリスチンの治療効果が減弱または喪失する可能性があり、その程度は高度と考えました。

以上より、61ページ「6. 食品健康影響評価について」ですが、硫酸コリスチンが、動物用医薬品または飼料添加物として家畜に使用された結果としてハザードが選択され、これらの家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できず、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であるとしております。

資料の最後のページに意見等の募集結果をつけましたが、意見等の提出はございませんでした。

本件は、ワーキンググループの結論をもって関係機関に通知したいと考えております。

説明は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の説明の内容あるいは記載事項について、御意見、御質問がございましたら、お願いいたします。何かありますか。よろしいでしょうか。

それでは、本件については、薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおけるものと同じ結論、すなわち評価対象抗菌性物質である硫酸コリスチンが、動物用医薬品または飼料

添加物として家畜に使用された結果としてハザードが選択され、これらの家畜由来の畜産食品を介してヒトがハザードに暴露され、ヒト用抗菌性物質による治療効果が減弱または喪失する可能性は否定できず、総合的にリスクを推定した結果、リスクの程度は中等度であると考えたということによろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○佐藤委員長 ありがとうございます。

(5) 企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について

○佐藤委員長 それでは、次の議事に移ります。

「企業申請品目に係る食品健康影響評価についての標準処理期間の達成状況について」です。

これは事務局から説明をお願いいたします。

○関野評価第一課長 お手元の資料5を御用意ください。1枚紙でございます。

この資料の柱書きに書いてございますけれども、いわゆる企業申請品目といったものに関しまして、平成21年7月16日の本委員会の決定に基づきまして、要請事項の説明を受けた日から1年以内に評価結果を通知するよう努めるとされているものでございます。

あわせて、この委員会決定の中では、事務局が毎年1回、本委員会に達成状況について説明を行うとされてございますので、毎年、今ぐらいの時分に御報告をさせていただくものでございます。

結果につきましては、記の下に書いてございますけれども、裏に表でまとめてございますので、裏面の別表を御覧いただければと思います。

この表のつくりとしましては、上のところに何年間分の件数を書いてございますが、黒く縁どりしたところが平成28年分となります。この表の上の方に関しましては、要請を受けた件数を書いてございますが、これは一応現状報告という意味で申し上げますと、28年に関しましては78件ということで、企業申請品目に該当する分野といたしましては、横にそれぞれカラムで書いてございますけれども、添加物栄養成分添加物から始まりまして、薬剤耐性菌まで、これら8つの分野に分けてカウントしているものでございます。

平成21年の委員会決定に基づく今回の報告は、むしろこの表の下の部分でございまして、評価結果を通知した件数ということでの集計結果を示してございます。黒く縁どりしたところを御覧いただきたいと思いますが、一番下の平成28年のところになります。それぞれの分野に関しまして、御覧の件数の評価結果を通知しているところでございますが、合計で見ますと77件ございました。

そのうち標準処理期間として定められた1年以内といったものに照らし合わせて見た場合に、これを超過した件数を集計いたしました。合計で2件ございました。分野といたしましては、農薬が1件、右側に目を移していただいて肥料・飼料等で1件となっております。これら2件について、超過した件数ということで、今回、状況の御報告をさせていただくものでございますが、今後も事務局を含めまして、目標達成に向けまして努力をしていきたいと考えてございます。

内容は以上でございます。

○佐藤委員長 ありがとうございます。

ただ今の報告について、御質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。

毎年大体2件とか3件ということで、平均的なのかなという感じがいたします。

おおむね標準処理期間内に結果を通知しておるということですが、これは関係する皆様の取り組みのおかげと考えております。引き続き、業務の効率化を図る等、速やかな調査審議に努力していきたいと考えております。

(6) その他

○佐藤委員長 他に議事はございませんか。

○松原総務課長 ございません。

○佐藤委員長 これで本日の委員会の議事は全て終了いたしました。

次回の委員会会合については、来週1月24日火曜日14時から開催を予定しております。

また、明日18日水曜日14時から「農薬専門調査会評価第二部会」が非公開で、20日金曜日14時から「農薬専門調査会評価第一部会」が非公開で、来週23日月曜日10時から「添加物専門調査会」が公開で、14時から「肥料・飼料等専門調査会」が公開で、それぞれ開催される予定となっております。

以上をもちまして、第635回「食品安全委員会」会合を閉会いたします。

どうもありがとうございました。